

## 旅行業務取扱料金表

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。)

## 国内旅行

## 手配旅行に係る取扱料金

内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合 旅行費用総額の5%
		個人（上記以外の場合） 1件につき1,080円
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合 旅行費用総額の5%
		個人（上記以外の場合） 1件につき540円
	運送機関のみの場合	1件につき540円
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）		添乗員1人1日につき27,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合 変更に係る部分の変更前の旅行代金の10%
		個人（上記以外の場合） 1件につき2,160円
	運送機関の予約・手配の変更	1件につき324円
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。）	1件につき324円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合 取消に係る部分の変更前の旅行代金の10%
		個人（上記以外の場合） 1件につき2,160円
	運送機関の手配の取消し（未使用乗船車券の精算手続がある場合はそれを含む。）	1件につき1,080円
	宿泊機関の手配の取消し（未使用乗船車券の精算手続がある場合はそれを含む。）	1件につき1,080円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1件につき1,080円 (電話料、電報料は別)

- (注) 1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。  
2. お客様の希望により、変更または取消をおこなう場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。  
3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。  
4. 上記料金には消費税が含まれています。

## 相談料金

区分	内容	料金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金（30分まで）1,080円 以降10分ごと 324円
	(2) 旅行計画の作成	旅行日程1日につき1,080円
	(3) 旅行に必要な費用の見積もり（運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	基本料金1,080円と 旅行日程1日につき540円
	(4) 運送機関の運賃・料金の見積もり	1件につき1,080円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき108円
お客様の依頼による出張相談		上記（1）から（5）までの料金の5,400円増

(注) 上記料金には消費税が含まれています。